

中国における全面的にデジタル化された 電子発票の導入

December 2023

In brief

中国税務当局は、税収徴収管理改革の一環として、2025年までに全分野(発票の全種類・全業種)、全段階(発票の発行、交付、保存および関連する各管理段階)、全要素(XML形式による税収関連の全ての取引情報の収集)における、いわゆる全面的にデジタル化された電子発票(以下、全電発票)を基本的に全国のすべての企業に対して適用することを目指しています。なお、2020年9月1日以降、従来の紙媒体の発票から、既に、一部地区において增值税電子発票公共サービスプラットフォームを通じた電子発票が適用されていますが、全電発票はこれとは異なるものです。

本ニュースレターでは、全電発票の主な変更点およびその導入による中国子会社への影響について解説します。

In detail

1. 全電発票の主な変更点

従来の紙媒体の発票と比べ、全電発票の主な変更点は、以下のとおりです。

項目	変更点
(1) 発票使用の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 従来の発票発行機器が不要となり、PCや携帯端末などを通じて、電子発票サービスプラットフォームから発行することができるようになりました。 税務局による発票に関する事前査定が不要となり、税務局から発票用紙を受領する手続きも必要なくなりました。 従来の紙媒体の発票は、発行後に郵送などを通じて発票受領者へ送付されてきましたが、全電発票は電子発票サービスプラットフォームから発行された後、税務デジタルアカウントを通じて自動的に受領者へ交付されます。 発票受領者の保存義務の対象が、紙媒体の発票から、全電発票のXML電子ファイルへ変更されました。
(2) 発票の様式が簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 従来の発票に記載すべき項目が大幅に見直され、様式が簡素化されました。また、従来の発票の3枚綴りが1枚に変更されました。

(3) 発票発行が 限度額の総 額管理への 変更	<ul style="list-style-type: none"> 従来、発票上の金額桁数および税務局が交付する発票の枚数によって、発行限度額が設けられていました。しかし、全電発票では、企業が月次で発行できる総額を限度とする管理に変更されました。今後、この発行の限度総額は、企業の実際の経営状況の変化、税務リスク評価および納税信用ランクの変更などの一定の事由によって増減します。
-----------------------------------	---

2. 全電発票の導入による中国子会社への影響

全電発票の導入は、中国子会社に対してさまざまな影響を及ぼします。特に注意すべき点は、以下のとおりと考えられます。

- 1) 企業から税務局へリアルタイムに提供される全電発票データは、「金税四期」税収管理情報システムの基礎となります。今後、中国税務当局は、これらのデータをもとに、ビックデータ解析技術などを駆使し、納税者である中国子会社の税務処理の誤りなどを常時把握することが可能となります。また、「金税四期」データは、外貨管理局、税関および市場監督管理局などの中国政府当局にも共有され、検証される可能性があります。よって、中国子会社は、提出する税務データの正確性をより高めるために、業務プロセス改善やデータガバナンスの規範化などを図る必要があるといえます。
- 2) 全電発票発行の限度総額は、増加することがある一方、中国子会社の実際の経営状況の変化、税務リスク評価や納税信用ランクの低下などによって、引き下げられこともあります。これはビジネスに直接的に悪影響を及ぼすため、より一層、税務コンプライアンス意識を高めることが必要といえます。

The takeaway

全電発票を導入することによって、取引データは、税務局のみならず金税四期を通じて税関などにも開示されます。中国子会社は、より一層、税務コンプライアンス意識を高め、正しい税務処理を行う必要があります。さらに重要なこととして、全電発票発行の限度総額が引き下げられることによって本業の売上を断念せざるを得ないような状況に陥らないように、税務リスク評価を意識し、納税信用ランクの維持または向上を継続して実施する必要があるといえます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

ディレクター
佐々木 敏子

シニア マネージャー
丁 琦忠

PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

www.pwccn.com

北京事務所
パートナー
山崎 学

上海事務所
パートナー
渕澤 高明

上海事務所
シニア マネージャー
松島 伸帆

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.